

消費・安全対策交付金 (地域での食育の推進(広域の取組))実施規程

令和5年3月
変更 令和5年4月
株式会社ぐるなび

(趣旨)

第1

本事業は、こども食堂、こども宅食における食育の取組の支援及び学校における食育の取組の支援を強化するため、食育基本法(平成17年法律第63号。以下「法」という。)第16条に基づき作成した第4次食育推進基本計画(令和3年3月31日食育推進会議決定)の目標に定められた目標のうち、目標の全部又は一部の達成に向けた2つ以上の都道府県で活動を行う広域の取組を支援するものとする。

(通則)

第2 交付金の交付については、消費・安全対策交付金交付等要綱(令和4年3月31日付け3消安第7340号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)に定める消費・安全対策交付金のうち地域での食育の推進(令和4年度第2次補正予算事業分に限る。)(以下「交付金」という。)の実施の取扱いについては、要綱によるほか、本規定に定めるところによるものとする。

(事業内容及び間接交付事業者)

第3 第2の通則を踏まえ、交付金は、地域での食育の推進のために事業を実施する間接交付事業者(以下「間接交付事業者」という。)を選定するための事業の周知・公募を実施するとともに、間接交付事業者の審査・選定、交付金の交付、事業の進捗管理等を行う経費のほか、間接交付事業者が実施する取組に必要な経費に充当するものとする。

2 地域での食育の推進の政策目的を達成するための具体的な目標、事業メニュー及びその内容、間接交付事業者、経費並びに交付率は、別表1及び別表2のとおりとする。

3 間接交付事業者の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- (2) 事業実施計画について、事業の成果目標が明記されており、かつ、適切な効果検証が行われることが見込まれるものであること。
- (3) 間接交付事業者が、事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (4) 事業費のうち間接交付事業者の負担分について、適正な資金調達が可能であること。

- (5) 同一の提案内容で、本事業以外の農林水産省又は他の府省庁の交付金の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。
 - (6) 株式会社ぐるなび（以下「事務局」という。）は、間接交付事業者となろうとする者から提出された別記様式第1号及び別記様式第2号の内容が適切であるか等について審査を行うこととする。
 - (7) 事務局は、間接交付事業者になることはできない。
- 4 事務局は、間接交付事業者に交付金を交付するときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）及び要綱に従うべきことという条件を付さなければならない。
- 5 間接交付事業者は、第3の2に掲げる事項を内容とする事業を実施する場合には、それぞれ以下の点に留意するものとする。
- (1) 協議会等の開催
協議会等の開催に伴う経費には、旅費、謝金、資料作成費等を含むものとするが、協議会の開催上真に必要なものに限るものとする。
 - (2) 研修会等の開催
研修会等の開催に当たり、参加者から参加費用を徴収する場合、徴収した額と交付金との合計額が開催経費を上回らないこととする。
 - (3) 人件費が発生する事業
事業の実施に要する人件費については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号経理課長通知）及び「委託事業における人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第961号経理課長通知）に基づき適切に算定するものとする。
- 6 別表1の間接交付事業者の欄の「特認団体」は、次の(1)及び(2)の要件を満たしているものとする。
- (1) 代表者の定めがあること。
 - (2) 定款等組織及び運営についての規約の定めがあること。
- 7 別表1の間接交付事業者は、次の(1)から(6)までの要件を満たしているものとする。
- (1) 代表者の定めがあること。
 - (2) 定款等組織及び運営についての規約の定めがあること。
 - (3) 事業を行う具体的な計画を有し、かつ、事業を的確に実施できる能力を有する団体であること。
 - (4) 本事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
 - (5) 日本国内に所在し、交付事業全体及び交付された交付金の適正な執行に関

し、責任を負うことができる団体であること。

(6) 法人等（個人、法人及び団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

8 交付金による事業の実施期間は、原則として1年とする。

（目標値）

- 第4 間接交付事業者は、取り組むべき課題に応じ、別表1の目標の欄の目標ごとに、別表3に基づき、事業終了時に達成すべき具体的な目標値を設定する。
- 2 間接交付事業者は、前項で設定した目標値を達成するために必要となる事業メニューを別表1の事業メニュー及びその内容の欄から選択する。
- 3 間接交付事業者は、必要に応じて、複数の目標について目標値を設定し、それぞれの目標ごとに事業メニューを選択し、実施することができる。
- 4 別表3の目標値の欄における各目標の目標値設定に当たっての根拠及び留意事項は、別表4のとおりとする。

（事業実施計画の提出）

- 第5 間接交付事業の交付を受けようとする者は別記様式第1号により、目標値、選択した事業メニュー、間接交付事業者、交付金の要望額その他必要な事項を記載した事業実施計画書を作成し、事務局の求めがあったときは、第6第1項の規定による交付申請書の提出より前に事業実施計画を提出するものとする。

（申請手続）

- 第6 間接交付事業者は別記様式第1号による交付申請書を事務局に対し提出しなければならない。
- 2 間接交付事業者は、本規程に基づき公募により選定される。
- 3 審査は、間接交付事業者の適格性、事業内容、実施方法、事業の有効性等との関連性等を勘案して総合的に行うこととする。
- 4 審査の基準
- (1) 事業内容及び実施方法については、次の項目について評価することとする。
- ① 事業目的との有効性
 - ② 事業内容の効率性
 - ③ 事業内容の実現性
 - ④ 事業内容の独創性・先進性
 - ⑤ 計画達成の可能性
 - ⑥ 他の施策の関連性
- (2) 事業の効果及び普及性については、次の項目について評価することとする。
- ① 事業遂行の効果
 - ② 事業遂行の普及性

(3) 事業の実施主体の適格性については、次の項目について審査することとする。

なお、課題提案書の提出から遡って過去3年以内に、適正化法第17条第1項

又は第2項に基づき交付決定の取消があった交付金事業等において、当該取消の原因となる行為を行った間接交付事業者については、本事業に係る間接交付事業者の適格性の審査においてその事実を考慮することとする。

- ① 事業実施体制の適格性
- ② 知見、専門性の有無
- ③ 類似事業の実績の有無
- ④ 経理処理能力の適格性

(4) 評価をした申請書については、外部の公募選考委員会において審査の上、予算の範囲内で間接交付事業者を選定し、採択の内示をすることとする。

- 5 事務局は、間接交付事業者の事業完了後に確定検査を行い、額を確定し、確定額に基づき支払いを行う。
- 6 間接交付事業者は、第1項の申請書を提出するに当たって、間接交付事業者において当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない各間接交付事業者に係る部分については、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第7 交付申請書の提出期限は、事務局が別に通知する日までとする。

(交付金の算定等)

- 第8 事務局は、予算の範囲内において、次項により算定する交付金について、間接交付事業者に交付するものとする。
- 2 事務局は、第6第1項により間接交付事業者から提出される交付申請書に添付される事業実施計画書に記載された目標値、事業計画の内容、対象区域の状況等、間接交付事業者ごとの要望額を基に、間接交付事業者に交付する交付金の額を算定する。

(交付決定の通知)

- 第9 事務局は、第6第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、間接交付事業者に対しその旨を通知するものとする。
- 2 第6第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

第10 間接交付事業者は、第6第1項の規定による交付申請を取り下げようとするとき

は、第9第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を事務局に提出しなければならない。

(契約等)

第11 間接交付事業者は、交付の対象となる事業（以下「交付事業」という。）の一部を第三者に委託する場合は、事務局にあらかじめ届け出なければならない。

2 間接交付事業者は別記様式第1号による交付申請書に記載した委託先に本事業の一部を委託して行わせることができる。

なお、委託を行わせる範囲は、事業区分ごとの事業費の2分の1を超えてはならないこととする。

3 間接交付事業者は、交付事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、交付事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

4 間接交付事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

5 本事業を実施することにより、特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権又は回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合には、その特許権等は、間接交付事業者に帰属するが、特許権等の帰属に関し、次の条件を守ることとする。

また、事業の一部を間接交付事業者から受託する団体についても同様に次の条件を守ることとする。

(1) 本事業において得た成果に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく事務局に報告すること。

(2) 国が公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。

(3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利の活用を申し出た第三者に許諾すること。

(4) 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、間接交付事業者及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に事務局と協議して承諾を得ること。

間接交付事業者と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うこと。

(計画変更の承認)

第12 交付金の交付を受けた間接交付事業者は、目標値の達成に資する場合には、事業メニュー等事業実施計画書の内容を変更することができるものとする。

2 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更承認申請書を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 目標を追加又は削除しようとする場合
- (2) 目標値を変更しようとする場合
- (3) 間接交付事業者を変更しようとする場合
- (4) 交付金額の増額を伴う変更をしようとする場合
- (5) 交付事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (6) 新たに事業を実施しようとする場合
- (7) 交付金額の30%以上の減額を伴う変更をしようとする場合

3 事務局は、前項の報告を受けた場合には、必要に応じ、間接交付事業者に対し意見を述べるができるものとする。

4 事務局は、第2項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第13 軽微な変更は、第12第2項、の規定により事務局の承認が必要となる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第14 間接交付事業者は、交付事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号による遅延届出書を事務局に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第15 間接交付事業者は、交付金の交付決定に係る年度の11月30日現在において、別記様式第5号により遂行状況報告書を作成し、翌月の末日までに事務局に提出するものとする。ただし、別記様式第6号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

2 前項による報告のほか、事務局は、事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、間接交付事業者に対して当該交付事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第16 間接交付事業者は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第6号の概算払請求書を事務局に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

2 事務局は、概算払により間接交付事業に係る交付金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた交付金の額を遅滞なく間接交付事業者に交付しなければならない。

(実績報告)

第17 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、間接交付事業者は、交付事業が完了したときは、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書を事務局に提出しなければならない。

2 第6第6項ただし書の規定により交付の申請をした間接交付事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、同ただし書に該当した間接交付事業者について当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

3 第6第6項ただし書の規定により交付の申請をした間接交付事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した間接交付事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第8号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに事務局に報告するとともに、事務局による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により事務局に報告しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第18 事務局は、第17第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、間接交付事業者に通知するものとする。

2 事務局は、間接交付事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（都道府県等において当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

第19 間接交付事業者は、第18第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、交付事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により交付事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、間接交付決定者に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第17第1項に準じて提出するものとする。

2 事務局は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第18第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 第18第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

第20 事務局は、第12第2項第5号の規定による交付事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第9第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 間接交付事業者が、法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づく間接交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 間接交付事業者が、交付金を交付事業以外の用途に使用した場合

(3) 間接交付事業者が、交付事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 事務局は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 事務局は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第18第3項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

(財産の管理等)

第21 間接交付事業者は、交付対象経費（交付事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第22 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間（以下「処分制限期間」という。）は、交付規則第5条に規定する期間とする。

3 間接交付事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、交付事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第6第1項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第9第1項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により事務局の承認を受けたものとみなす。

(1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること

(2) 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと

- 5 第3項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(残存物件の処理)

第23 間接交付事業者は、交付事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を事務局に報告しその指示を受けなければならない。

(交付金の経理)

第24 間接交付事業者は、交付事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 間接交付事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 間接交付事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第9号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前3項及び第25に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(交付金調書)

第25 間接交付事業者は、当該交付事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第10号による交付金調書を作成しておかなければならない。

(間接交付金交付の際付すべき条件等)

第26 事務局は、間接交付事業者に交付金を交付するときは、第5、第12から第15、第17、第19から第21まで及び第23から第25までの規定に準ずる条件並びに適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本規程に従わなければならない。

- 2 事務局は、地方公共団体以外の間接交付事業者に交付金を交付するときは、間接交付事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。
 - (1) 間接交付事業者は、間接交付事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接交付事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
 - (2) 間接交付事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札等に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
- 3 事務局は、地方公共団体に交付金を交付するときは、この規程に準じて、地方公共団体の自主性を活かした食品の安全と消費者の信頼確保及び食料安全保障の確立のための施策の展開を尊重した方法により交付するよう努めるものとする。

- 4 事務局は、間接交付事業者が間接交付事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 5 間接交付事業者は、第1項第2号の規定により承認をしようとする場合は、あらかじめ事務局の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第1項第2号ただし書の場合にあっては、第9第1項の規定による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に事務局の承認を受けたものとする。
- 6 事務局は、第1項第3号の規定により間接交付事業者から納付を受けた額の国庫交付金相当額を国に納付しなければならない。
- 7 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫交付金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 8 事務局は、間接交付事業に関して、間接交付事業者から交付金の返還又は返納を受けた場合は、当該交付金の国庫交付金相当額を国に返還しなければならない。

(成果の取りまとめ及び事後評価)

- 第27 間接交付事業者は、事業を実施した年度の3月1日までに、目標ごとの事業の成果について、別記様式第11号に従って成果報告書を事務局に提出する。
- 2 事務局は、前項により間接交付事業者から提出された成果報告書及び自らの成果報告書を基に、間接交付事業者ごとの事後評価を実施し、必要に応じこの事後評価を踏まえ、間接交付事業者を指導するものとする。
 - 3 前2項による間接交付事業者における事後評価の実施に当たっては、公正性確保の観点から、評価内容の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴くものとする。

(推進指導等)

- 第28 事務局は間接交付事業者に対し、交付金で実施する内容が、国や当該都道府県等の政策課題、全国的な指標と比較した場合の取組水準等に鑑み適切なものとなるよう、指導を行うこととする。
- また、事業実施後、目標値の達成度、事業の実施方法等の評価に加え、それぞれの事情や政策課題を踏まえつつ、交付金で実施した内容と第4次食育推進基本計画の目標、食育推進計画を比較した相対的な評価を実施し、これらに基づき、間接交付事業者に対し、今後の対応、事業の実施に当たっての留意事項等について指導を行うこととする。
- 事務局は、これらの指導を行うに当たって、必要に応じて評価検討委員の意見を聴くものとする。
- 2 事務局は、やむを得ない事情により目標値の達成が困難になった場合を除き、間接交付事業者に対し、事後評価が低くなった要因の説明を求めるとともに改善の指導・助言を行うこととする。
 - 3 事務局は、第27第2項による指導をもってしても、目標値の達成に向けた改善が図られない場合にあっては、改善が見込まれるまでの間、当該間接交付事業者に対する交付金の交付を見合わせるものとする。
 - 4 事務局は、事業実施計画書の変更により交付金の全部又は一部に不用額を生じる

ことが明らかになった時は、交付金の一部又は全部を減額することができる。

また、間接交付事業者に対し、すでに交付された交付金の一部又は全部の返還を求めることができることとする。

- 5 事務局は、間接交付事業者の代表者、理事等が、交付金の実施に関して不正な行為をした場合又は疑いがある場合においては、間接交付事業者に対して当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう求めることとする。
- 6 事務局は、前号に該当する間接交付事業者が交付金による事業実施を要望する場合、間接交付事業者から報告を受けた当該不正行為等の真相及び発生原因、間接交付事業者において講じられた再発防止のための是正措置等の報告内容が、交付金の適正な執行を確保する上で不十分であると認められたときは、提出を受け付けないものとする。

(個人情報に係る対応)

第29 事務局は、本事業の遂行に際し、知り得た間接交付事業者の情報については、情報の性質に応じて、法令を遵守し、適正な管理をするものとし、本事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち間接交付事業者の秘密情報（事業実施者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。これらは本事業の完了後においても有効とする。

2 間接交付事業者は、本事業の遂行に際し、知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し、適正な管理をするものとし、本事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

これらは本事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）においても有効とする。

(個人情報に係る対応)

第30 本事業の実施については、この実施規程の定めるもののほか、事務局が別に定めるところによる。

別表 1

消費・安全対策交付金の目的、目標、事業メニュー及びその内容、間接交付事業者、経費並びに交付率

食料安全保障確立対策推進交付金

区分	目的	目標	事業メニュー及びその内容	間接交付事業者	経費	交付率
食料安全保障確立対策推進交付金	地域での食育の推進	地域での食育の推進	<p>(1) 地域での食育の取組</p> <p>① 共食の場における食育活動 地域における共食のニーズの把握、共食の場において食材を提供する地域の農林漁業者等とのマッチングの取組、地域の農林漁業者や食文化の継承者等を招いた食育の取組、及び地域における共食の場を設けるための取組を行う。 新型コロナウイルス感染症の影響によりこども食堂等が共食の場を開催できない場合、食材や弁当を個別に配達する場合も適用できることとする。 なお、共食の場を設ける際には、食や農林水産業への理解を深めるための活動となるよう、国産・地場産食材を中心に使用することとし、単なる食料供給の場とならないようにする。</p> <p>② 食文化の保護・継承や日本型食生活の実践のための取組支援 郷土料理や行事食等の地域食文化の保護・継承や日本型食生活の実践に向け、こども食堂、こども宅食等子育て世代や若い世代を中</p>	都道府県 市町村 民間団体等（農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、社会福祉法人、国立学校法人、公立大学法人、学校法人、消費生活協同組合、労働者協同組合、特殊法人、認可法人、公社及び独立行政法人をいう。）及び法人格を有しない団体であって事務局が農林水産省消費・安全局長と協議の上、特に認める団体（特認団体）。	交付事業者が本規定に基づいて行う事業に要する経費及び左欄に規定する間接交付事業者が本規程に基づいて行う事業に要する経費を事務局が交付する経費のうち別に定めるもの	事業費の定額（間接交付事業者の1申請当たりの交付上限は3千万円であって、別に定める額）とする。

心とする各世代に向けた調理講習会や食育授業等を開催する。

なお、こども宅食については、単なる食料供給にならないよう、食材や弁当と一緒に食文化の保護・継承や日本型食生活に関するパンフレットやチラシ等を同封して配達する場合も適用できることとする。

③ 農林漁業体験の機会の提供

農林漁業者等の指導の下、地域の関係者と連携を図りながら、農作業等の体験の機会を提供する。生産者又は指導者による本取組に関する講話等の実施を併せて行う。

(2) 学校における食育の取組

① 学校給食における地場産物等活用の促進

学校給食における地場産物等の使用割合を増やすために、生産者とのマッチング、地場産物等を使用した献立の開発、試食会の開催及び子供や学校関係者を対象とした食育授業を開催する。

② 和食給食の普及

学校等の施設給食での和食給食の普及に向けて、献立の開発及び子供や学校関係者を対象とした食育授業を開催する。

③ 農林漁業体験の機会の提供

農林漁業者等の指導の下、地域

			<p>の関係者と連携を図りながら、農作業等の体験の機会を提供する。生産者又は指導者による本取組に関する講話等の実施を併せて行う。</p>		
--	--	--	--	--	--

別表2 対象経費及び交付率

事業メニュー	経費	交付率・額の上限
<p>ア 地域での食育の取組</p> <p>a 共食の場における食育活動</p> <p>b 食文化の保護・継承や日本型食生活の実践のための取組支援</p>	<p>(ア) ニーズ調査費 調査票・資料印刷費、賃金（集計）、役務費、通信運搬費、消耗品費</p> <p>(イ) 農林漁業者等とのマッチングの調査・調整費 調査員手当・旅費、資料印刷費、役務費、通信運搬費、消耗品費</p> <p>(ウ) マッチング交流会開催費 講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、貸し切りバス借料（日帰りに要するものに限る。）、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（調理体験の教材、展示、試食用）</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額 ただし、上限額 150 万円かつ、1 人当たりの上限額は、1,000 円</p>
	<p>(エ) 共食の場の提供費 講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（調理体験の教材、展示、試食用及び食育の教材用）</p>	<p>定額</p> <p>定額 ただし、上限額 300 万円かつ、1 人当たりの上限額は、1,000 円</p>
	<p>(ア) 食文化の継承・日本型食生活の実践 講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（調理体験の教材、展示及び試食用）</p>	<p>定額</p> <p>定額 ただし、上限額 150 万円かつ、1 人当たりの上限額は、1,000 円</p>

<p>c 農林漁業体験の機会の提供</p>	<p>(イ) 食育授業費 講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（調理体験の教材、展示、試食用）</p> <p>(ア) 教育ファーム検討委員会開催費 委員謝金・旅費、会場借料、機器借料、資料印刷費、役務費、通信運搬費、消耗品費</p> <p>(イ) 農林漁業体験の機会の提供費 体験ほ場の借地料、体験ほ場管理に係る物材費、指導者謝金・旅費、賃金（運営補助）、農業機械・簡易トイレ等借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、貸し切りバス借料（日帰りに要するものに限る。）、種苗・生産資材費（実習用具等の消耗品費を含む。）、会場借料、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（農林漁業体験の一環として行う加工・調理体験、試食用）</p> <p>(ウ) 農林漁業体験の機会の提供推進のためのコーディネートの実施費 賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、貸し切りバス借料（日帰りに要するものに限る。）、資料印刷費、役務費、通信運搬費、消耗品費</p>	<p>定額</p> <p>定額 ただし、上限額 150 万円かつ、1 人当たりの上限額は、1,000 円</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額 ただし、上限額 150 万円かつ、1 人当たりの上限額は、1,000 円</p> <p>定額</p>
<p>イ 学校における食育の取組 a 学校給食における地場産物等活用の促進</p>	<p>(ア) 生産者とのマッチング調査・調整費 調査員手当・旅費、資料印刷費、役務費、通信運搬費、消耗品費</p> <p>(イ) 生産者とのマッチング交流会開催費 講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、貸し切りバス借料（日帰りに要するものに限る。）、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（展示・試食用）</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額 ただし、上限額 150 万円か</p>

<p>b 和食給食の普及</p>	<p>(ウ) 献立の開発及び試食会費 調理師及び講師に対する謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資料作成・レンタル費、役務費、通信運搬費、消耗品費 食材費（給食を除く（給食に付け加えた試食は可。）。）</p> <p>(エ) 食育授業費 講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資料作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（調理体験の教材、展示、試食用、給食を除く（給食に付け加えた試食は可。）。）</p> <p>(ア) 献立の開発費 調理師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費、通信運搬費、消耗品費 食材費（調理体験の教材、展示及び試食用）</p> <p>(イ) 食育授業費 講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資料作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（調理体験の教材、展示、試食用）</p>	<p>つ、1人当たりの上限額は、1,000円</p> <p>定額</p> <p>定額 ただし、上限額 150万円かつ、1人当たりの上限額は、1,000円</p> <p>定額</p> <p>定額 ただし、上限額 150万円かつ、1人当たりの上限額は、1,000円</p> <p>定額</p> <p>定額 ただし、上限額 150万円かつ、1人当たりの上限額は、1,000円</p> <p>定額</p> <p>定額 ただし、上限額 150万円かつ、1人当たりの上限額は、1,000円</p>
------------------	---	--

<p>c 農林漁業体験の機会の提供</p>	<p>(ア) 教育ファーム検討委員会開催費 委員謝金・旅費、会場借料、機器借料、資料印刷費、役務費、通信運搬費、消耗品費</p> <p>(イ) 農林漁業体験の機会の提供費 体験ほ場の借地料、体験ほ場管理に係る物材費、指導者謝金・旅費、賃金（運営補助）、農業機械・簡易トイレ等借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、貸し切りバス借料（日帰りに要するものに限る。）、種苗・生産資材費（実習用具等の消耗品費を含む。）、会場借料、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（農林漁業体験の一環として行う加工・調理体験、試食用）</p> <p>(ウ) 農林漁業体験の機会の提供推進のためのコーディネートの実施費 賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、貸し切りバス借料（日帰りに要するものに限る。）、資料印刷費、役務費、通信運搬費、消耗品費</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額 ただし、上限額 150 万円かつ、1 人当たりの上限額は、1,000 円</p> <p>定額</p>
-----------------------	---	--

別表 3

1 食料安全保障確立対策推進交付金

目的及び目標	目標値	左の考え方
<p>地域での食育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・別表 1 の目標については、「産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす」を共通の目標として目標値を設定する。 ・上記項目以外の全ての事業メニューについては、次の項目のうち一以上の目標値を設定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域等で共食したいと思う者が共食する割合 ・地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合 ・学校給食における地場産物等を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元年度)から維持・向上した割合 ・主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ食べている国民の割合 ・農林漁業体験を経験した者の増加の割合又は延べ人数 	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次食育推進計画で掲げられている目標達成のため、共食の場における食育の推進、食文化の保護・継承、日本型食生活等の普及促進、学校給食における地場産物等の活用促進、栄養バランスに配慮した食生活の実践、地場産物等への理解促進、及び我が国の農林水産業の理解促進のため、具体的な数値目標を定め、着実にその実施を図る。 ・食に関わる人々の様々な活動への理解促進の観点から、農林漁業体験を経験した者の増加割合又は延べ人数について具体的な目標値を定め、着実にその実施を図る。

別表4 目標値設定に当たっての根拠及び留意事項

食料安全保障確立対策推進交付金

目的及び目標	目標値	目標値設定に当たっての根拠及び留意事項
<p>1. 地域での食育の取組の共通の目標</p> <p>2. 地域での食育の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ者の割合 ・ 地域等で共食したいと思う人が共食する割合 ・ 食文化の継承度 ・ 栄養バランスに配慮した食生活の実践度 ・ 農林漁業体験を経験した者の増加割合又は延べ人数 	<p><根拠となるデータ等> 地域での食育の推進の取組を行った後に産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶと意識をするようになる人数/地域での食育の推進の取組に参加する人数</p> <p><根拠となるデータ等> 共食の場における食育活動を行った後における共食をしたいと思う人数/共食の場における食育活動に参加する人数</p> <p><目標設定に当たっての留意事項> 直近の食育推進基本計画、食育推進計画及び市町村実施のアンケート調査を踏まえて目標値を設定する。</p> <p><根拠となるデータ等> ア 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法などを継承している者の割合 イ 郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている者の割合</p> <p><根拠となるデータ等> ア 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている者の割合 イ 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代(20~30歳代)の割合</p> <p><根拠となるデータ等> 延べ人数(人) = 各農林漁業体験の機会に参加した人の合計(同じ者が2つの体験に参加した場合2人とする)</p> $\text{増加割合}(\%) = \frac{(a_1+a_2+\dots+a_m) - (b_1+b_2+\dots+b_n)}{b_1+b_2+\dots+b_n} \times 100$ <p>a : 本年度体験予定者数(延べ人数) b : 前年度体験者数(延べ人数) m : 本年度に農林漁業体験を行う数</p>

3. 学校における食育の推進（都道府県を通じた取組）

- ・ 学校給食における地場産物等を使用する割合
- ・ 栄養バランスに配慮した食生活の実践度
- ・ 農林漁業体験を経験した者の増加割合又は延べ人数

n：前年度に農林漁業体験を行った数

<目標設定に当たっての留意事項>

- ア 前年度の体験者数（延べ人数）を把握し、本年度の体験プログラム等から参加予定者数や開催回数等を勘案して、目標値を設定する。
- イ 前年度の体験者数が0人の場合は、増加割合ではなく、本年度体験予定者数（延べ人数）を目標値とする。

<根拠となるデータ等>

学校給食における地場産物等を使用する割合を金額（材料費）ベースで算定し、目標値を設定する。

<根拠となるデータ等>

- ア 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている者の割合
- イ 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代（20～30歳代）の割合

<根拠となるデータ等>

延べ人数（人）＝各農林漁業体験の機会に参加した人の合計（同じ者が2つの体験に参加した場合2人とする）

$$\text{増加割合（\%）} = \frac{(a_1+a_2+\dots+a_m) - (b_1+b_2+\dots+b_n)}{b_1+b_2+\dots+b_n} \times 100$$

a：本年度体験予定者数（延べ人数）

b：前年度体験者数（延べ人数）

m：本年度に農林漁業体験を行う数

n：前年度に農林漁業体験を行った数

<目標設定に当たっての留意事項>

- ア 前年度の体験者数（延べ人数）を把握し、本年度の体験プログラム等から参加予定者数や開催回数等を勘案して、目標値を設定する。
- イ 前年度の体験者数が0人の場合は、増加割合ではなく、本年度体験予定者数（延べ人数）を目標値とする。

別記様式第1号（第6関係）

番 号
年 月 日

消費・安全対策交付金（地域での食育の推進（広域の取組））交付申請書

(株)ぐるなび 代表取締役 杉原 章郎 殿

所在地
名 称
代表者の役職及び氏名

〇〇年度において、別添事業実施計画のとおり事業を実施したいので、消費・安全対策交付金（地域での食育の推進（広域の取組））実施規程第6の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

- (注) 1 この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成すること。
2 関係書類として別紙並びに別添1及び2を添付すること。
3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
4 添付書類について、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
5 事業実施結果に係る報告書として本様式の別紙を用いる場合には、件名を「消費・安全対策交付金(地域での食育の推進(広域の取組))実施結果の報告について」とし、別添1の総括表及び別添2の経費内訳書には、実績を記載すること。

(別紙)

消費・安全対策交付金（地域での食育の推進（広域の取組））実施計画

事業担当者名及び連絡先	団体名			
	氏名（ふりがな）			
	所属（部署名等）			
	役職			
	所在地			
	電話番号		F A X	
	E-mail			
経理担当者名及び連絡先	氏名（ふりがな）			
	所属（部署名等）			
	役職			
	電話番号		F A X	
	E-mail			

1 事業の目的

(事業の背景となる社会ニーズ及びその析等を踏まえ、事業の目的を記載してください。)

2 事業内容・実施方法

(第2の①～⑥に掲げている第4次食育推進基本計画の目標への取組内容や事業の実施方法を具体的に記載してください。)

3 実施体制

(事業実施体制を図示してください。また、連携又は委託を行う団体がある場合には、その名称、概要及び事務処理体系についても記載してください。)

4 事業実施スケジュール

(事業のスケジュールについて、具体的な内容が分かるように記載してください。)

5 得られる成果

(事業の取組により得られる第2の①～⑥に掲げられている第4次食育推進基本計画の目標に対する成果について記載してください。)

6 事業成果・効果の検証方法

別添1 総括表

区 分	交付事業に要する経費 (A)+(B)	負担区分		事業の委託	備 考
		国庫交付金 (A)	間接交付事業者(B)		
1 食料安全保障確立対策推進交付金	円	円	円	(1)委託先 (2)委託する事業の内容及び当該事業に要する経費	

(注) 1 区分の欄には、規程の別表1の区分欄に該当する項目を記載すること。

2 経費内訳書(別添2)を添付してください。

3 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

免税事業者

簡易課税制度の適用を受ける者

地方公共団体の一般会計

地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人(公共法人、公益法人等)又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における交付金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

別添2 経費内訳書

区 分	交付事業に要する経費 (A) + (B)	負担区分		経費の根拠
		国庫交付金 (A)	間接交付事業者(B)	
食料安全保障確立 対策推進交付金	円	円	円	(1)委託先 (2)委託する事業の内容及び当該事業に要する経費
合 計				

- (注) 1 区分の欄には、規程の別表1の区分欄に該当する項目を記載すること。
 2 経費の根拠欄には、区分欄に掲げる経費の根拠（経費内容、単価、数量、人数等）を詳細に記載すること。
 3 経費の支出に関する規程（謝金、旅費及び賃金の単価等が分かるもの）等を添付してください。
 4 交付金の交付決定前に発生した経費は、自己負担になります。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

(株)ぐるなび 代表取締役 杉原 章郎 殿

所 在 地
商号又は名称
代 表 者

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みにあたって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(注1) 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

(注2) 農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

(注3) 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

(注4) 間接交付事業者に対する申立ての場合であつて、交付事業者である地方公共団体が本様式と同趣旨の申立書を徴することを求めているときは、本様式を改変して当該申立書と一体のものとして徴することができる。

別記様式第3号（第12関係）

消費・安全対策交付金（地域での食育の推進（広域の取組））
事業変更（中止又は廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

（株）ぐるなび 代表取締役 杉原 章郎 殿

所在地
名 称
代表者の役職及び氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付けにより交付金の交付決定の通知があった事業について、下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、度消費・安全対策交付金（地域での食育の推進（広域の取組））実施規程第12の規定に基づき申請する。

記

別記様式第4号（第14関係）

消費・安全対策交付金（地域での食育の推進（広域の取組））事業遅延届出書

番 号
年 月 日

(株)ぐるなび 代表取締役 杉原 章郎 殿

所在地
名 称
代表者の役職及び氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付金の交付決定の通知があった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、消費・安全対策交付金（地域での食育の推進（広域の取組））実施規程第14の規定に基づき届け出ます。

記

1 事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由

2 事業の遂行状況

区 分	目的及び目標	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
			〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
			事 業 費	出来高比率	事 業 費	事業完了 予定年月日	
1 食料安全 保障確立 対策推進 交付金	消費・安全対策交 付金（地域での食 育の推進（広域の 取組））実施規程 の別表1の目的及 び目標の欄に掲げ る事業を記載する	円	円	%	円		

(注) 1 括弧内は、該当するものを記載すること。

2 事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

別記様式第5号（第15関係）

消費・安全対策交付金（地域での食育の推進（広域の取組））事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

(株)ぐるなび 代表取締役 杉原 章郎 殿

所在地
名 称
代表者の役職及び氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付金の交付決定の通知があった事業について、消費・安全対策交付金（地域での食育の推進（広域の取組））実施規程第15第1項の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

〇〇年 11月 30日 現在

区 分	目的及び目標	総事業費	事業の遂行状況				備 考
			11月30日までに完了したもの		12月1日以降に実施するもの		
			事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
1 食料安 全保障 確立対 策推進 交付金	消費・安全対策交付金（地域での食育の推進（広域の取組））実施規程の別表1の目的及び目標の欄に掲げる事業を記載する	円	円	%	円		

- (注) 1 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額（事業に要した支払金額）を記載すること。
 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
 3 添付書類について、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第6号（第16関係）

消費・安全対策交付金（地域での食育の推進（広域の取組））の概算払請求書

番 号
年 月 日

(株)ぐるなび 代表取締役 杉原 章郎 殿

所在地
名 称
代表者の役職及び氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付金の交付決定の通知があった事業について、金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて消費・安全対策交付金（地域での食育の推進（広域の取組））実施規程第15第1項の規定に基づき、〇年〇月〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

〇〇年〇〇月〇〇日

区 分	目的及び目標	総事業費	(A) 交付金額	交付金中〇割相当額	(B) 既受領額		遂行状況報告	(C) 今回請求額		(A)-(B)-(C) 残高		事業完了予定年月日	備考
					金額	出来高		11月30日現在の出来高	金額	〇月〇日現在の予定出来高	金額		
1 食料安全保障確立対策推進交付金	消費・安全対策交付金（地域での食育の推進（広域の取組））実施規程の別表1の目的及び目標の欄に掲げる事業を記載する	円	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

- (注) 1 事業により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。
 2 事業の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。
 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
 4 下線部は、消費・安全対策交付金（地域での食育の推進（広域の取組））実施規程第15第1項のただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とするこ

と。

- 5 添付書類について、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第7号（第17第1項関係）

消費・安全対策交付金（地域での食育の推進（広域の取組））事業実績報告書

番 号
年 月 日

(株)ぐるなび 代表取締役 杉原 章郎 殿

所在地
名 称
代表者の役職及び氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付金の交付決定の通知があった事業について、下記のとおり実施したので、消費・安全対策交付金（地域での食育の推進（広域の取組））実施規程第17第1項の規定により、その実績を報告する。（なお、併せて未受領額〇〇〇〇円の交付を申請する。）

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び実績
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	交付事業に要した経費 (A) + (B) 円	負担区分		備 考
		国庫交付金 (A) 円	その他 (B) 円	
〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇				
合 計				

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

- 4 事業の完了年月日

5 収支精算

(1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
1 国庫交付金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
1 国庫交付金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

6 添付書類

- (注) 1 記の記載要領は、別記様式第1号に準ずるものとする。
- 2 括弧内は、実績報告と同時に交付金の交付を請求する場合に記載すること。
- 3 間接交付事業者に対し間接交付金を交付している場合にあっては、備考欄に、間接交付金の交付を完了した年月日を記載すること。
- 4 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費毎の内訳を記載した資料、帳簿の写し又は交付金調書の写しを添付すること。また、このほか国が支払経費の確認のために求める場合は、確認のための資料（契約書、請求書、領収書等の写し）を添付すること。
- 5 交付申請書又は変更承認申請書に添付したものに変更があったものについては、必要書類を添付すること。
- 6 添付書類について、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

消費・安全対策交付金（地域での食育の推進（広域の取組））
終了実績報告書

番 号
年 月 日

(株)ぐるなび 代表取締役 杉原 章郎 殿

所在地
名 称
代表者の役職及び氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定の通知があった事業について、消費・安全対策交付金（地域での食育の推進（広域の取組））実施規程第17の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

交付事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	交付事業に 要する経費 (A)	国庫交付金	(A) のう ち年度内 支出済額	概算払 受入済額	(A) のうち 未支出額	翌年度 繰越額	
1 食料安全保障確立対策 推進交付金	円	円	円	円	円	円	
翌年度繰越分							
年度内完了分							
合 計							

- (注) 1 本様式は、年度内に交付事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、交付金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）。
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る交付事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。
- 4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 5 添付書類について、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第8号（第17第3関係）

消費・安全対策交付金（地域での食育の推進（広域の取組））
消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

(株)ぐるなび 代表取締役 杉原 章郎 殿

所在地
名 称
代表者の役職及び氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付決定の通知があった消費・安全対策交付金について、消費・安全対策交付金（地域での食育の推進（広域の取組））実施規程第17第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第15条の交付金の額の確定額 （〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号による額の確定通知額）	金	円
2 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 交付金返還相当額（3－2）	金	円

(注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。（交付事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、交付金相当額を交付金の額から減額する場合は、（3）の資料を除き添付不要。）

なお、間接交付事業者が法人格を有しない組合員等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

(1) 消費税確定申告書の写し（税務署の受付済のもの）

(2) 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

(3) 3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）

(4) 間接交付事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

3 添付書類について、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる

5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

()

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

()

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、間接交付事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- (1) 免税事業者の場合は、交付事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は、所得税）確定申告書の写し（税務署の受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- (2) 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、交付事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の受付済のもの）
- (3) 間接交付事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

(注) 1 間接交付事業者内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

3 添付書類について、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第9号（第24関係）

財 産 管 理 台 帳

間接交付事業者名

事業実施年度		年度				交付金名											
事業種類	事業の内容				工期		経費の区分				処分制限期間		処分の状況		備考		
	事業種目	事業主体	施設区分	設置場所	事業量	着工年月日	竣工年月日	総事業費	経費内訳				耐用年数	処分制限年月日		承認年月日	処分の内容
									交付金 (国費相当額)	都道府 県費	市町村 費	その他					
							円	円	円	円	円						
	計																
	計																
合 計																	

- (注) 1 事業の種類欄は、消費・安全対策交付金交付等要綱の別表1の目的及び目標の欄に掲げる事業を記載すること。
 2 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 3 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 4 備考欄には、譲渡先、貸付先、抵当権の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
 5 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって代えることができる。

消費・安全対策交付金調書

(株)ぐるなび			間接交付事業者名										備考
			歳入			歳出							
交付金 事業名	交付決 定の額	交付率	科 目	予 算 現 額	収 入 済 額	科 目	予 算 現 額	うち国庫 交付金相 当額	支 出 済 額	うち国庫 交付金相 当額	翌年度 繰越額	うち国庫 交付金相 当額	
	円			円	円		円	円	円	円	円	円	

(注) 1 「交付金事業名」欄には消費・安全対策交付金（地域での食育の推進（広域の取組））実施規程の別表 1 の目的及び目標の欄に掲げる事業を記載するほか、当該交付金に要する経費の配分を記載すること。

2 「科目」の欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「交付金事業名」欄に記載した経費に対応する都道府県等の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。

3 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。

4 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。

5 交付金事務に係る都道府県等の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付金事業に係る交付金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫交付金額を内書（ ）すること。

別記様式第 11 号 (第 27 第 1 項関係)

目標					
事業実施期間 年度			間接交付事業者名		
事業の実施方法					
目標値					
項 目	現 状	目 標 値	実 績	達 成 度	評 価
<地区推進事業>					
事業内容及び実績額					
事業内容	規格・規模等	所要額実績 (円)	左の交付金相当額 (円)	交付率 (%)	
事業の成果					

--

事務局による評価の概要

第三者の主なコメント

国による評価の概要

留意事項

- 1 本様式は、事業実施計画を策定した目標ごとに作成するものとし、当該年度分のみを記入する。
- 2 目標値の欄の「項目」、「現状」及び「目標値」は、原則として事業実施計画書の内容に対応させる。
 なお、「実績」、「達成度」及び「評価」は、以下のとおりとする。
 - (1) 「実績」の欄は、事業実施終了時点の実績値を記入する。
 - (2) 「達成度」の欄は、目標値に対する実績の比率（小数点第1位は切り捨て）を記入する。
 ただし、特別交付型交付金にあっては、「達成」又は「未達成」と記入する。
 - (3) 「評価」の欄は、達成度に応じた次のアルファベットを記入する。
 A……達成度 80%以上
 B……達成度 50%以上 80%未満
 C……達成度 50%未満
 ただし、地域での食育の推進については以下のとおりとする。
 A……達成度 100%以上
 B……達成度 80%以上 100%未満
 C……達成度 80%未満
 また、特別交付型交付金にあっては、「適正」又は「不適正」と記入する。
- 3 事業内容及び実績額について
 - (1) 「事業内容」の欄は、当該年度に実施した事業内容のみを記入する。
 - (2) 「所要額実績」の欄は、当該年度に実施した項目に要した経費を、事業内容ごとに記入する。
 - (3) 「左の交付金相当額」の欄には、事業内容ごとに交付金の実績額を記入する。
 - (4) 「事業の成果」の欄は、当該年度に実施した内容及びその結果得られた成果を記入する。

目 標	内 容
地域での食育の推進	1 事業計画で設定した目標について、該当する以下の数値を記載すること。 ア 食文化の継承度 (ア) 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法などを継承している者の割合 (イ) 郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている者の割合 イ 栄養バランスに配慮した食生活の実践度 (ア) 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている者の割合 (イ) 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代(20~30歳代)の割合 ウ 食育の推進に関わるボランティアの数 エ 学校給食における地場産物等を使用する割合 オ 地域等で共食したいと思う人が共食する割合 カ 食品ロス削減のために何らかの行動をしている者の割合 キ 環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ者の割合 ク 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ者の割合 ケ 農林漁業体験を経験した者の増加割合または延べ人数 2 取組事項(取組内容)、実施場所、実施時期・回数、対象者・数

また、目標値の達成度が極端に低い(概ね5割程度以下)の場合には、その理由も明確に記入する。

- 4 「第三者の主なコメント」の欄は、意見を聴いた第三者の氏名、所属名及び役職名並びにその意見を具体的に記入する。
- 5 「国による評価の概要」の欄は、地方農政局等が、国の段階における評価の概要を記入するものとし、間接交付事業者は記入しない。
- 6 本様式内にすべての内容の記入が困難な場合には、別に資料を作成し添付して差し支えない。また、必要に応じ説明に必要な説明資料(例えば地図等)を添付する。

